

宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業

公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月
宇美町教育委員会
学校教育課

1 業務の概要

(1)業務名

宇美町立小・中学校 3 校校舎照明設備 L E D 化事業

(2)目的

宇美町（以下「本町」という。）では、2050 年ゼロカーボンシティ実現を見据えた 2030 年の温室効果ガスの削減を目指す取組として公共施設の率先した脱炭素化に取組むこととしている。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けた効率的・効果的な取組として、本町が所有する学校施設の屋内照明設備を L E D 照明へ更新するものであり、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、C O 2 排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

(3)業務内容

宇美町立小・中学校 3 校校舎照明設備 L E D 化事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4)対象施設

- ・宇美町立原田小学校（福岡県糟屋郡宇美町原田三丁目 1 番 1 号）
- ・宇美町立桜原小学校（福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目 1 番 1 号）
- ・宇美町立宇美東中学校（福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目 1 番 1 号）

(5)履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

なお、現地での施工については、主に夏休み期間での施工を予定しているが、学校施設環境改善交付金（文部科学省所管）の活用を予定していることから、施工開始は交付金の内示（令和 8 年 4 月頃を予定）後とする。

(6)提案上限額

69,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

2 参加条件

(1)参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。

また、参加申込書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、学校教育課（以下「発注担当課」という。）と協議を行い、発注担当課が認めた場合はこの限りではない。

なお、各参加者は他のグループ等の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。ただし、グループ等での参加ではなく、下請協力企業の場合は除く。

(2)参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

（ア）統括役割：発注担当課との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

（イ）調査設計役割：現地調査・設計・照明配置図の作成・計画に関する業務を担う。

（ウ）機器調達役割：L E D 照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

（エ）施工役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を 1 者選定し、その代表企業が発注担当課との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。それぞれの役割を担う企業が異なる場合には適正な契約を締結し本町に報告すること。

(3)参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。また、グループ等の場合は、各構成員がア～コまで全ての要件を満たすものとし、サ～セについては各役割を担う者が各要件を満たすものとする。なお、企画提案書提出後においても、要件を満たさなくなつた場合は、当該参加者の参加資格を取消すものとする。

ア 本プロポーザルへの参加を申込む書類（以下「参加申込書」という。）（様式第 2 号）の提出

の地点において、「令和6年・令和7年度及び令和8年・9年度宇美町競争入札参加資格者有資格者登録名簿」（以下「有資格者登録名簿」という。）の以下のいずれかに登録されていること。

なお、複数の企業でグループを構成する場合においては、代表企業が以下のいずれかに登録されていること。

- ・建設工事 (令和6・7年度)
- ・測量・建設コンサルタント等業務 (令和6・7年度)
- ・物品納入・役務提供等 (令和6・7年度)

イ 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は求めない。）

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 宇美町指名停止等措置要綱（平成元年宇美町要綱第7号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ク 次に掲げる団体でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

ケ 参加申込書の提出時点までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。

コ 仕様書等の内容を熟知し業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

サ 調査設計役割を担う者は、令和3年度以降、国又は地方公共団体が所有する施設において、類似事業の契約実績（元請け・下請けは問わない。）を有していること。

シ 施工役割を担う者は、有資格者登録名簿の電気工事に登録されている事業者で、宇美町内に本社（店）又は支社（店）を有している事業者を優先すること。

ス 施工役割を担う者は建設業法第26条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

なお、施工役割を複数の企業で構成する場合は、施工役割を担う構成員はそれぞれ主任技術者又は監理技術者を配置できること。

セ 参加企業の中に、石綿含有建材調査者の資格を有する者を配置できること。

3 質問の受付及び回答

(1)質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第1号）」を使用し、質問対象の引用文（章名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載することとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭による質問・照会は受け付けない。

なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの受信確認を行うこと。

(2)提出先

宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係

メールアドレス：gakkou@town.umi.lg.jp

(3)提出期限

令和7年12月19日（金）から12月25日（木）午後5時15分まで

但し、受信確認は、土日祝日及び開庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの間を除く。)

(4)質問に対する回答

令和8年1月7日（水）に宇美町ホームページに質問内容と回答を公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(5)その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

なお、当該回答文書は、本プロポーザルの実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。

また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1)提出書類及び提出部数

応募者は、次により参加申込書及び資格確認に必要な書類を、担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(ア)受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月14日（水）午後5時15分まで
受付時間は、土日祝日及び閏序日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

※期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間に必着のこと。

(イ)受付場所

宇美町教育委員会学校教育課（宇美町こども教育総合支援センターうみハピネス1階）

(ウ)参加申込書及び資格確認書類

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付けA4縦ファイルに綴じたものを2部（正本1部・副本1部）提出すること。

なお、代表者又はグループ等の代表者が支店・営業所等の代表者（○○支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

①参加申込書【様式第2号】

グループ等で参加の場合は、代表者名で作成すること。

②グループ構成表【様式第3号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③会社概要【様式第4号】

所在地、直近3か年決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

④商業登記謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）

⑤納税証明書（写し可）

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税、その他国税及び地方税の納税証明書を各1通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

⑥財務諸表（写し可）

⑦経営事項審査結果通知書

施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書（参加申込書提出日において審査基準日から2年以内かつ有効なもの）」の写しを提出すること。

⑧類似業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者は、令和3年度以降、国又は地方公共団体が所有する施設において類似調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。

(2)参加資格確認結果通知書

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者（代表者）に対して、参加資格審査結果通知書により、以下の方法で通知する。なお、参加資格が満たないと判断された応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して30日以内に担当窓口へ説明を求めることができる。

(ア)通知日 令和8年1月19日（月）

(イ)通知方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

(3)辞退

企画提案者として選定された者が以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）を担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録

が残るもので送付すること。

提出期限は、令和8年1月30日（金）正午まで（郵送の場合も正午まで必着。）とする。

5 図面データの貸与又は現地事前確認

希望する者には、図面データの貸与又は現地事前確認を実施する。

なお、現地事前確認については、本町職員立ち合いの下で実施する。

(1)図面データの貸与

希望する者には、電気図面もしくは平面図が現存する施設について令和7年12月22日（月）から令和8年1月30日（金）まで（土日祝日を除く）に宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係にて提供又は閲覧する。

なお、同期間に内に資料提供申請書（様式第6号）を提出すること。

(2)現地事前確認

図面データがない場合などにより、現地の確認を希望する者には、現地事前確認を実施する。

希望する場合は令和7年12月22日（月）から令和8年1月30日（金）まで（土日祝日等を除く）に宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係に事前確認申請書（様式第7号）を提出すること。

なお、日程については別途調整を行い実施する。

(3)申込先

宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係

メールアドレス：gakkou@town.umi.lg.jp

6 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に伴う作業等に必要な範囲において、町において提案書類の複製を作成する場合がある。

(1)提出書類及び提出部数

| No. | 提出書類 | 提出部数 |
|-----|---|--------------------------|
| 1 | <p>企画提案書（様式第8号）</p> <p>下記事業の課題を含み、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえ次の内容について作成すること。</p> <p>1 事業実施体制 構成企業、業務の実施体制、製品の供給体制、類似事業の実績などを記載すること。</p> <p>2 設計内容に関する提案 改修箇所の計画、使用器具の選定（メーカー名）、既存設備の再利用の有無や撤去等に関する内容を記載すること。</p> <p>3 施工計画に関する提案 施工方法（課題1含む）、全体スケジュール、施工管理（連絡体制等）に関する内容を記載すること。</p> <p>4 製品の保証等に関する提案 製品の保証やサポート体制について記載すること。</p> <p>5 独自提案 1から4以外にこれまでの実績や経験等を踏まえた独自提案がある場合は記載すること</p> <p>6 その他 町内業者を十分に配慮した事業実施体制（課題2）について記載すること</p> <p>【事業の課題】</p> <p>課題1 施設の業務及び利用者に影響がないLED照明器具の設置について</p> <p>課題2 町内業者の活用について</p> | 正本1部 副本10部 電子データ1部 |

| | | |
|---|---|--------------------------|
| | <p>【提案書類作成要領】</p> <p>①使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。 なお、原則としてフォントは13ポイントで統一すること。</p> <p>②提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを正本1部、副本10部提出すること。</p> <p>③副本は、提案者（企業名、提案者が特定される名称等含む）を空欄又は塗りつぶしすること。</p> <p>④A4判15枚以内（表紙、目次及び類似の業務の実績はページ数に含めない）とすること。</p> <p>⑤記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査員が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。</p> | |
| 2 | エネルギー削減効果比較表（プロポーザル提案用）（様式第9-1号） ※試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第9-2号）の数値と一致させること。 | 正本1部 副本10部 電子データ1部 |
| 3 | エネルギー削減効果比較内訳書（プロポーザル提案用）（様式第9-2号） | 正本1部 副本10部 電子データ1部 |
| 4 | 見積書（様式任意） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。 | 正本1部 |
| 5 | 見積額内訳書（様式任意） ※見積書の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。 ※見積書の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること。 | 正本1部 |

(2)提出方法

担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(3)提出期限

令和8年2月5日（木）正午まで

※受付時間は、土日祝日及び閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの間を除く。)

期間厳守とする。郵送の場合も提出期限の時間内に必着のこと。

(4)提出先

〒811-2131

福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目28番1号 宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

なお、実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1)実施予定日

令和8年2月12日（木）（予定）

(2)実施場所

宇美町役場（福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号） 西館2階 会議室

(3)実施方法

ア プrezentationの順番は、参加申込の受付順とする。

指定時間の10分前までに待機すること。

- イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とする。
- ウ 所要時間は、1企画提案者につき35分以内（企画提案者からの説明は15分以内、質疑応答20分程度とする。）とする。実施時間を経過した場合は、プレゼンテーションが途中であっても打ち切ることとする。
- エ 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の提出は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、外部ディスプレイは本町で用意する。
- カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間に含める。
- キ プレゼンテーションは非公開とする。

8 審査

(1) 審査

「宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に定める委員が、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、下記基準により審査する。

| 項目 | 評価事項 | 配点 |
|--------|--|-----|
| 事業実施体制 | 構成企業の体制を構築しているかなど | 15 |
| | 使用機器や労務の供給体制に十分配慮し、早期完成を目指すなど、事業実行が可能な体制を構築しているかなど | |
| | 類似事業における実績があるかなど | |
| 設計内容 | 使用機器の規格・品質・調達方法及び期間に信頼できる製品であるかなど | 10 |
| | 照明配置計画書を作成し、「学校環境衛生基準」を十分に満足する計画となっているかなど | |
| 施工計画 | 既存設備の処分方法等について、関係法令を遵守した具体的な計画がされているかなど | 10 |
| | 施設利用に支障がなく、配慮された工程管理となっているかなど | |
| | 施工管理体制が通常時・緊急時ともに明確となっているかなど | |
| 維持管理等 | 製品の保証（無償修理・交換）やサポート体制があるかなど | 15 |
| | 事業費に対し、エネルギー削減効果が高いものであるかなど | |
| 独自提案 | 企画提案者の独自提案 | 10 |
| その他 | 町内業者を十分に配慮した事業実施体制を構築していること | 20 |
| 価格 | 配点×（提案のあつた最低見積額／提案者の見積額） ※小数点第2位を四捨五入した数値とする。 | 20 |
| 合 計 | | 100 |

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

審査委員が採点した各設問項目の最低点と最高点を除く点数の平均点を算出し、その合計点によって採点を行う。合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者、優先交渉権者の次に合計点が高い企画提案者を次点交渉権者に選定する。ただし、評価点が60点（以下「最低合格点」という。）未満の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者となり得ない。

合計点が最も高い企画提案者又は優先交渉権者の次に合計点が高い企画提案者が複数存在した場合は、委員長を除く委員の多数決をもって決定する。なお、同数の場合は、委員長が決定する。

なお、企画提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施した上で審査を行い、最低合格点以上となる場合は、優先交渉権者として決定する。

9 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し、プロポーザル審査結果通知書により、以下の方法で通知する。

- (ア) 通知日 令和8年2月16日（月）（予定）
- (イ) 通知方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

また、本町ホームページ上で優先交渉権者名及び評価点のみ公表する。優先交渉権者以外の評価点及び順位については公表しないが、審査結果における自らの順位・評価点については、担当窓口で問合せができる。

なお、審査結果についての異議等は認めないものとするが、優先交渉権者に選定されなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して30日以内に担当窓口へ説明を求めることができる。

1.0 失格要件

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1)参加条件の要件を満たさなくなった場合
 - (2)本町が求める提出書類の提出がなかった場合
 - (3)提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
 - (4)提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (5)指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合
 - (6)審査の公平性を害する行為があった場合
 - (7)見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が、「1 業務の概要 (6)提案上限額」に記載する提案上限額以上の見積額が提案された場合
 - (8)見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合
 - (9)提出書類の提出が、本町が指定する方法以外で提出された場合
 - (10)その他不誠実な行為があった場合

1.1 プロポーザルの中止等

本町がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本町はその責を負わない。

1.2 業務委託契約について

- (1)企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取扱う。ただし、本業務の目的を達成するため修正すべき事項があると本町が判断した場合は、本町と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2)本町と優先交渉権者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認及び現地詳細調査等の協議を行った上で、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。(ただし、仕様・数量の変更が生じた際は除く。) なお、令和8年2月25日(水)まで協議が整わない場合、又は契約締結時までに優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、次点交渉権者と協議を行う。
- (3)企画提案書等に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4)契約方法は、随意契約とする。
- (5)契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）第27条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6)委託料は、本業務完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第284号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本町に寄託して、契約金額の10分の4に相当する額以内の額の前払金及び、10分の2に相当する額以内の額の中間前払金を請求することができる。

1.3 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法のほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.4 不当要求行為の排除対策

本町では、受託者（町との契約相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による損害を受けた場合の、町への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項と定め、町が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行

為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本町に報告するとともに警察署へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

1.5 その他留意事項

- (1)本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)企画提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
なお、町が優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の公表に必要な場合には、町は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (3)企画提案者等は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成13年宇美町条例第17号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。
- (4)提出された全ての提案書類は返却しない。
- (5)提案内容は、1者1提案のみとする。
- (6)LED化対象施設への電話等により直接問合せることは厳に禁止する。
- (7)受託者は、LED照明設置業務等において、可能な限り町内業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するように配慮すること。
- (8)業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、本町が書面にて再委託を許可した場合はこの限りではない。
- (9)業務遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

1.6 スケジュール

| | 内容 | 日時 |
|----|-----------------|------------------------|
| 1 | 公募開始 | 令和7年12月19日（金） |
| 2 | 質問書受付期限 | 令和7年12月25日（木）午後5時15分まで |
| 3 | 質問回答期限 | 令和8年1月7日（水） |
| 4 | 参加申込書等提出期限 | 令和8年1月14日（水）午後5時15分まで |
| 5 | 資格審査結果通知 | 令和8年1月19日（月） |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | 令和8年2月5日（木）正午まで |
| 7 | プレゼンテーション | 令和8年2月12日（木）（予定） |
| 8 | 優先交渉権者の決定・公表・通知 | 令和8年2月16日（月）（予定） |
| 9 | 優先交渉権者との詳細協議 | 結果通知日～令和8年2月下旬頃 |
| 10 | 仮契約締結 | 令和8年3月上旬（予定） |
| 11 | 本契約締結 | 令和8年3月下旬（予定） |

【お問合せ先】（提出先）

宇美町教育委員会 学校教育課 教育環境係
〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目28番1号
(宇美町こども教育総合支援センター内)
電話：092-934-2245
電子メール：gakkou@town.umi.lg.jp